

平成 24 年度事務事業評価調書

事 業 コ ー ド	02040303	区 分	□ 実行	■ 経常
事 務 事 業 名	高齢者ホームヘルプサービス事業	担 当 部 署 名	健康福祉課福祉・子育てグループ	
		作成責任者職氏名	課長 尾谷義彦	内線 340
第4次総合計画 体系	(基本柱)	(基本施策)	(細施策)	
	02健康・福祉	04高齢者福祉の推進	03介護予防・生活支援サービスの提供	
実 施 期 間	□ 単年 ■ 継続 (平成12年度~ 年度)	実 施 方 法	□ 直営 ■ 委託 □ 補助等	
根 拠 法 令 等	■ 有 □ 無	法令等の名称	千早赤阪村老人ホームヘルプサービス事業実施要綱	義務付け □ 有 ■ 無

I 事務事業の概要<Plan>

(1)事務事業の目的及び内容	(2)対象(誰を対象とするのか)
①目的 介護保険法において自立と認定された高齢者等で独り暮らし等の事由により日常生活を営むために何らかの援助を必要とする者に対し、ホームヘルパーを派遣することにより自立した生活の継続及び要介護状態への進行を防止することを目的とする。	
②内容 家事援助のホームヘルパーを派遣する。	介護保険法において自立と認定された高齢者で、独り暮らしや高齢者世帯のみの者で日常生活を営む上で援助が必要と認められる者。
(3)期待される効果(本事業によって対象者をどのような状態にしたいのか)	(4)事務事業を進める上での課題や問題
一時的にホームヘルプサービスを利用することにより自立した生活の継続及び介護状態への進行を防止する。	現在のところ利用者はない。ただし、日常生活を営むために何らかの援助を必要とする高齢者が介護認定で自立と判定されてしまった場合の受け皿が必要なため今後も制度上必要である。

II 事務事業の実施<Do>

(1)事務事業の事業費及びコスト費						
財源内訳		22 年度 実績	23 年度		24 年度 事業費(見込)	25 年度 事業費(見込)
			事業費(予算)	実績(見込)		
	事業費(見込含む)(千円)(A)	0	50	0	55	55
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金					
	府 支 出 金		4	0	4	4
	分 担 金・負 担 金					
	使 用 料・手 数 料					
	起 債					
	そ の 他 の 特 財					
	一 般 財 源		46	0	46	46
人 件 費	一般職員所要人員(人)(B)			0.00	0.01	0.01
	一般職員人件費(平均給与 × (B))(千円)(C)	0	0	0	62	62
総コスト費(千円)(A+C)		0	50	0	117	117
人口あたりコスト(円)		0	8	0	19	19

(2)成果指標等

番号	指標区分	指標名称	単位	23 年度			24 年度 目標値	25 年度 目標値
				目標値	実績値	達成率(%)		
①	目標指標	利用者数	人	1	0	0%	1	1
②	目標指標							
③	目標指標							

III 事務事業の評価<Check>

(1)成果の自己検証

評価項目	評価結果	評価の理由及びその考え方
①妥当性 ※施策の目的が村の政策体系に貢献しているか	3 4. 大いに貢献している 3. 概ね貢献している 2. あまり貢献していない 1. 貢献していない	介護予防のサービスに準じている。
②有効性 ※期待された効果が得られているか	3 4. 効果がある 3. 一応の効果がある 2. あまり効果がない 1. 効果がない	現在のところ利用者はいないが、有効性はある。
③効率性 ※効率的に進められているか	3 4. 非常に効率は良い 3. 概ね効率は良い 2. あまり効率は良くない 1. 効率は良くない	委託事業であり概ね効率的である。
④公平性 ※受益や負担が公平になっているか	3 4. 公平である 3. 概ね公平である 2. 少し偏りがある 1. 公平ではない	介護予防の受け皿としても公平性が保たれている。

○事務事業評価値
(①~④の合計／16) 12 / 16 75% (B)

(2)検証結果

目標指標評価値(A)	事務事業評価値(B)	総合評価値(A)+(B)/2	評価ランク(改善の目安)
0%	75%	38%	a: 90%以上(現状維持又は拡充) b: 70~89%(見直し又は現状維持) c: 50~69%(縮小又は見直し改善) d d: 30~49%(休止・廃止)

IV 事務事業改善の方向性<Action>

(1)改善の方向性

①改善の方向性(自己評価)

B

← A:拡充 B:現状維持 C:見直し D:縮小 E:休止・廃止

②改善の方向性の理由、改善する上での具体的な改善策や課題等

現在のところ利用者はない。ただし、日常生活を営むために何らかの援助を必要とする高齢者が介護認定で自立と判定されてしまった場合の受け皿が必要なため今後も制度上必要である。

V 事務事業評価結果(担当者は記入しないでください。)

(1)政策担当結果

高齢者ホームヘルプサービス事業については、介護予防のための事業であり、自立と判定された高齢者の生活支援を行う受け皿事業である。要介護予防のためにも継続して実施すべきと考える。	B	A:拡充 B:現状維持 C:見直し D:縮小 E:休止・廃止
---	--	--

(2)第三者による有識者会議結果

	A:拡充 B:現状維持 C:見直し D:縮小 E:休止・廃止
--	--

(3)行政経営戦略会議結果

高齢者ホームヘルプサービス事業については、介護予防のための事業であり、自立と判定された	□	A:拡充 B:現状維持 C:見直し
---	--	-------------------------

高齢者の生活支援を行う受け皿事業である。要介護予防のためにも継続して実施すべきと考える。

□ D:縮小
E:休止・廃止

(2/2)